

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則(案) について

1 改正の趣旨

厚生労働省において、介護サービス事業所の帳票等の文書量の半減に取り組むため、平成30年6月に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部が改正され、併せて指定居宅サービス事業者等の指定等に関する様式例が示され、様式の共通化や業務負担の軽減を通じた生産性の向上を図る観点から、この様式例を活用するよう、依頼があったところです。

県では、この取組の趣旨に沿って、厚生労働省の様式例を使用することとし、これに伴い、指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正することとします。

なお、様式等につきましては、従来どおりホームページに掲載します。

2 改正内容

- (1) 指定居宅サービス事業者等に係る申請、申出及び届出の様式は、知事が別に定めることとし、別記第1号様式から第9号様式までをすべて削除する。
- (2) その他所要の改正を行う。